

令和元年6月26日(水)
障害者総合支援給付担当者研修会

4 警告エラーについて

鹿児島県国民健康保険団体連合会
介護保険課



1

【二次審査と警告について】

市町村は、国保連合会が行う一次審査で「警告」及び「警告(重度)」となった項目について、「支払」とするか「返戻」とするかの判断等を行う。

『警告(重度)』とは、

返戻率が高いもの等、「警告」のなかでも市町村において特に確認が必要となる項目を区別したもので、平成30年4月サービス提供分から導入。

2

【警告からエラーへの移行】

市町村における効果的・効率的な二次審査の実施を目的として移行が進められる。

○事業所台帳や受給者台帳との不一致等、明らかなデータ間に不整合があるものは、『警告』→『エラー』へ移行する。

なお、サービス提供事業所・市町村・連合会への影響が大きいため、3段階に分けて移行する。

第1段階(2018年11月審査)・・・移行済

第2段階(2019年11月審査)・・・移行予定

第3段階(2020年11月審査)・・・移行予定

3

『警告』と『エラー』の違い

警告・・・二次審査において判断すべき内容
(連合会での判断が困難)

ア) 審査を通し、事業所へ支払を行う

イ) 事業所へ返戻し、支払は行わない
(事業所は審査翌月以降、再請求)

⇒ ア)またはイ)のいずれかを市町村にて判断

エラー・・・連合会の一次審査にて返戻処理となったもの

*** 二次審査でエラー(返戻)を通すことはできない！**

4

1. 出力対象の見直し

警告一覧表

平成30年 6月受付分

証記載市町村番号 131016
証記載市町村名 千代田区 障害福祉サービス費

2. 明細部の表示位置の変更

受給者証番号	受給者氏名	事業所番号	事業所名	サービス提供年月	種別※1	サービス種類※2	単位数	備考
エラーコード	内 容※3							
1300C00100	シイナリ 知ウ	1310000012	事業所B	平成30年 4月 明	22		20,312	者-000031
重度 PP89	▲支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が受付、または資格審査でエラーとなっています							
1300C00100	シイナリ 知ウ	1310000012	事業所B	平成30年 4月 明	22		20,312	者-000031, オバ-
E660	※資格：請求明細書のサービス提供口数が原則の口数（当該月の口数から8口を控除した口数）を超えています							
1300C00100	シイナリ 知ウ	1310000012	事業所B	平成30年 4月 明	22			者-000031
EN09	※資格：請求明細書のサービス提供量が事業所との「契約支給量」を超えています							
1300C00100	シイナリ 知ウ	1310000012	事業所B	平成30年 4月 明	22		20,312	者-000031, オバ-
E04	※支給量：請求明細書のサービス提供量の合計または他事業所との「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています							
1300C00100	シイナリ 知ウ	1310000012	事業所B	平成30年 4月 明	22		20,312	者-000031, オバ-
PP	※支給量：請求明細書のサービス提供量（利用日数）が利用日数管理票の「原則日数の総和」を超えています							

3. 判定レベルの表示 (警告の場合の例)

4. エラーメッセージの変更

5. 『審査対象明細表』との関連付け

6. 『支給量オーバーチェックリスト』との関連付け

7. 明細の出力順変更

8. 凡例等内容の見直し

※1 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票
※2 種別がサービス提供実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。
※3 内容欄（先頭1桁） 「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」

1. 出力対象の見直し

返戻（予定）一覧表

平成30年 6月受付分

証記載市町村番号 131016
証記載市町村名 千代田区 障害福祉サービス費

2. 明細部の表示位置の変更

受給者証番号	受給者氏名	事業所番号	事業所名	サービス提供年月	種別※1	サービス種類※2	単位数	備考
エラーコード	内 容※3							
1300000100	シイナリ 知ウ	1310000012	事業所B	平成30年 4月 サ	07			者-000001
PT85	要付：実績記録票の「サービス提供の状況」に「欠席（欠席時対応加算）」が設定されている場合、「送迎加算」は設定できません							
1300000100	シイナリ 知ウ	1310000012	事業所B	平成30年 4月 サ	07			者-000001
警告 PT76	※受付：食事提供加算が算定されている日に訪問支援特別加算、欠席時対応加算、施設外支援、または訪問支援体制加算が算定されています							

3. 判定レベルの表示 (エラーの場合の例)

4. エラーメッセージの変更

5. 『審査対象明細表』との関連付け

6. 『支給量オーバーチェックリスト』との関連付け

7. 明細の出力順変更

8. 凡例等内容の見直し

※1 請…請求書、明…請求明細書、計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書、サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票
※2 種別がサービス提供実績記録票の場合、様式種別番号の先頭2桁を出力します。
※3 内容欄（先頭1桁） 「※：警告」、「▲：警告（重度）」、「★：警告（エラー移行対象）」、「記号無し：エラー」

【種別：明】

事例1 EH02: ▲資格：モニタリング日の年月に一致する受給者台帳の「モニタリング対象月」が無しのため継続サービス利用支援費は算定できません

【事業所】計画相談支援給付費等請求書情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	モニタリング日	...
31年4月	469999	4620011111	9900000001	2019.04.10	...

☆Point
請求書に記載されたモニタリング日及び受給者台帳のモニタリング情報が正しく設定されているか確認する。



【受給者台帳(モニタリング情報)】

モニタリング対象年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	無	無

【種別：明】

事例2 PB35: ※資格：受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません

【事業所】介護給付費等明細書情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	請求明細欄：サービスコード	...
元年7月	469999	4610011111	9900000001	222141 (生活介護13)	...

☆Point
各障害支援区分で請求サービスコード・単位数が異なるサービスはサービスコードを確認する。
例) 222141:613単位 = 障害支援区分3のコード
障害支援区分4であれば、「222131(生活介護14):683単位」
※サービスコード表での確認が必要



【受給者台帳(基本)】

市町村番号	受給者証番号	異動年月日	異動区分	障害支援区分	...
469999	9900000001	元年7月01	2:変更	24:区分4	...

【種別：明】

事例3 EG60:※資格:請求明細書のサービス提供日数が原則の日数(当該月の日数から8日を控除した日数)を超えています

【事業所:介護給付費等明細書情報(明細情報)】

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	請求サービスコード	日数	...
元年 7月	469999	4610011111	9900000003	222111	30	...

生活介護

☆Point

受給者台帳の決定支給量 < 明細書(日数)

※生活介護で決定支給量の設定がない場合、
「当該月の日数から8日を控除した日数」

7月の場合: 31日 - 8日 = 23日

→ 継続的に続く場合、支給量の見直しが必要

【受給者台帳(支給決定)】

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	異動区分	決定支給量	開始年月日	終了年月日
469999	9900000003	221000	31年 4月01	1:新規	-	31.4.20	2.4.30

【種別：明】

事例4 EG61:※資格:該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません

【受給者台帳(支給決定)】

短期入所

支給開始年月日の確認!

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	異動区分	決定支給期間(開始年月日)	決定支給期間(終了年月日)	...
469999	9900000003	241000	31年 4月01	1:新規	31.4.10	2.4.30	...

【事業所:介護給付費等明細書情報(契約情報)】

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	決定サービスコード	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日	...
31年4月	469999	4610011111	9900000003	241000	30.00	31.4.1	2.4.30	...

契約開始年月日が台帳の支給開始年月日より以前である...

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	決定支給期間
469999	9900000003	241000	31.4.10 ~ 02.4.30

▽ 契約開始年月日 (31.4.1)

【種別：明】

事例5 EG28: ※資格：請求明細書の「契約支給量」が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

【事業所：介護給付費等明細書情報(契約情報)】

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	決定サービスコード	契約支給量	...
元年 7月	469999	4620022222	9900000014	221000	23.00	...

事業所の契約情報の契約支給量(23日)が台帳の決定支給量(20日)より大きい...



【受給者台帳(支給決定)】

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	決定支給量	支給量単位区分	決定支給期間(開始年月日)	決定支給期間(終了年月日)
469999	9900000004	221000	31年 4月 01	20.00	2：日数	31.4.1	2.3.31

生活介護

決定支給量の確認！

※決定支給量の設定がない場合は、「当該月の日数から8日を控除した日数／月」から算出した「22日」となる。

【種別：明】

事例6 EG27: ※資格：請求明細書のサービス提供量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

家事援助の請求サービスコード「116115:家事日中1.0」

【事業所：介護給付費等明細書情報(明細情報)】

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	請求サービスコード	回数	...
元年 7月	469999	4610011111	9900000003	116115	40	...

【受給者台帳(支給決定)】

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	異動区分	決定支給量	支給量単位区分	開始年月日	終了年月日
469999	9900000003	112000	31年 4月 01	1:新規	30.00	1：時間	31.4.20	2.4.30

「単位数マスタ(請求)のサービス提供時間数(1時間)×明細情報の回数(40回)=40時間」が受給者台帳(支給決定)の決定支給量(30時間)より大きいため警告

⇒事業所の請求誤りの場合、返戻または過誤、支給量見直しの指導等を行う。

受給者台帳の設定誤りであれば翌月審査で警告にならないように台帳の異動連絡票または訂正連絡票を送付する。

【種別:サ】

事例7-1 EG38:※資格:実績記録票のサービス実績量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

【事業所:居宅介護サービス提供実績記録票情報(基本情報)】

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	合計1(身体介護・行動援護・重度訪問)・ 合計算定時間数計	...
元年7月	469999	4610011111	9900000004	30	...

事業所のサービス実績量(30時間)が台帳の決定支給量(20時間)を超えている...

【受給者台帳(支給決定)】

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	決定支給量	支給量 単位区分	決定支給期間 (開始年月日)	決定支給期間 (終了年月日)
469999	9900000004	111000	31年4月01	20	1:時間	31.4.1	2.3.31

居宅介護
(身体介護)

決定支給量
の確認!

【種別:サ】

事例7-2 EG38:※実績記録票のサービス実績量が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

【事業所:生活介護サービス提供実績記録票情報(基本情報)】

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	日付	サービス提供時間
元年7月	469999	4610011111	9900000004	10	9:00~16:00
元年7月	469999	4610011111	9900000004	11	—
元年7月	469999	4610011111	9900000004	12	9:00~16:00
元年7月	469999	4610011111	9900000004	13	9:00~16:00
元年7月	469999	4610011111	9900000004	14	9:00~16:00
元年7月	469999	4610011111	9900000004	15	9:00~16:00

日付の記載からシステムは6日利用とみなす

サービス提供した日だけ記載する!

サービス提供時間欄の記載から実際は5日利用

【受給者台帳(支給決定)】

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	決定支給量	支給量 単位区分	決定支給期間 (開始年月日)	決定支給期間 (終了年月日)
469999	9900000004	221000	元年7月01	5	2:日数	1.7.1	2.6.30

【種別:明】

事例8 PP04: ▲支給量:請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

【事業所:支払済介護給付費等明細書情報(明細情報)】 31年8月受付

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数	...
元年 7月	469999	4620011111	9900000014	116115 ※提供時間数1時間	20	...

【事業所:介護給付費等明細書情報(明細情報)】 31年9月受付

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数	...
元年 7月	469999	4620022222	9900000014	116115 ※提供時間数1時間	20	...

【受給者台帳(支給決定)】

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	決定支給量	支給量 単位区分	決定支給期間 (開始年月日)	決定支給期間 (終了年月日)
469999	9900000014	112000	31年 4月01	30.00	1 : 時間	31. 4. 1	2.3.31

サービス提供量の合計「40時間(20時間+20時間)」が、決定支給量「30時間」より大きいため警告となる。
※契約支給量についてもサービス提供量と同様に受給者台帳とチェックしている。

【種別:サ】

事例9 PT44: ※受付:施設外支援が算定されている日に食事提供加算、訪問支援特別加算、または欠席時対応加算が算定されています

PT79: ※受付:食事提供加算が算定されている日に訪問支援特別加算、欠席時対応加算、施設外支援、または移行準備支援体制加算が算定されています

【就労継続支援実績記録票情報(明細情報)】

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	施設外支援	食事提供加算
元年 7月	469999	4610011111	9900000005	09	—	1
元年 7月	469999	4610011111	9900000005	11	1	1

通常の施設利用!

施設外支援日に通常の施設利用(食事提供)も行っている...

☆Point

施設外支援と食事提供体制加算の同日算定は可能な場合もある。

例) 食事を事業所で行った後、午後から施設外就労を行った等

⇒ 施設外支援を行った日に通常の施設利用を行ったことを支払等システムでは判断できないため、事業所にサービスの提供状況等を確認する必要あり。

【種別：サ】

事例10 PU13：※受付：移行準備支援体制加算が算定されている日に食事提供加算、訪問支援特別加算、または欠席時対応加算が算定されています

【就労移行支援提供実績記録票情報(明細情報)】

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	移行準備支援体制加算	食事提供加算
元年7月	469999	4610011111	9900000006	01	2:移行準備支援体制加算(Ⅱ)	1

☆Point (事例⑨PT79と考え方は同様)

施設外支援(移行準備支援体制加算)と食事提供体制加算の同日算定は可能な場合もある。

例)食事を事業所で行った後、午後から施設外就労を行った等

⇒ 施設外支援を行った日に通常の施設利用を行ったことを支払等システムでは判断できないため、事業所にサービスの提供状況等を確認する必要あり。

【種別：明】

事例11 EJ98：※受付：請求明細書の「管理結果」が「1」の場合、「管理結果額」が「利用者負担上限月額①」未満の請求はできません

【介護給付費等明細書情報】

サービス提供年月	事業所番号	利用者上限月額	上限額管理事業所			上限月額調整 (①②の内少ない数)	A型減免		調整後利用者負担額
			指定事業所番号	管理結果	管理結果額		事業者減免額	減免後利用者負担額	
元年7月	A	1,500円	A	1	500円	500円	0円	0円	0円

本事例では、介護給付費等明細書情報(基本情報)の管理結果額が利用者負担上限月額①より小さいため、警告となります。

※上限額管理事業所において管理結果が「1」の場合、管理結果額が利用者負担上限月額①と等しいことを確認すること。

【参考】管理結果に設定するコード

- 1: 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2: 利用者負担額の合計額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3: 利用者負担額の合計額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

☆管理結果額が利用者負担上限月額①より大きい場合は、警告ではなく「EJ16:受付:請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果」と「管理結果額」の関係が不正です」のエラーとなります。

【種別：明】

事例12 PP20:※支給量:明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません

【介護給付費等明細書情報】

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	利用者上限月額	上限額管理事業所		
					指定事業所番号	管理結果	管理結果額
元年7月	469999	A	9900000001	24,600円	A	1	0

【利用者負担上限額管理結果情報(基本情報)】

サービス提供年月	市町村番号	上限額管理事業所番号	受給者証番号	利用者負担上限月額	利用者負担上限額管理結果	合計		
						総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
元年7月	469999	B	9900000002	4,600円	1	463,535円	24,600円	24,600円

【利用者負担上限額管理結果情報(明細情報)】

サービス提供年月	市町村番号	上限額管理事業所番号	受給者証番号	事業所番号	合計		
					総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額
元年7月	469999	B	9900000002	B	463,535	4,600円	24,600円

本事例で介護給付費等明細書情報(基本情報)の管理結果に「1」が設定されている場合、サービス提供年月、市町村番号、事業所番号及び受給者証番号と等しい利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報、明細情報)が存在しないため、警告となります。

19

『警告』時の注意事項！

○ 『警告』は請求を通す(事業所への支払を行う)ことも、返戻する(事業所へ支払を行わない)こともできますが、台帳誤りなのか、請求誤りなのか確認を行って下さい。



台帳誤りの場合は、翌月の異動情報送付時に修正情報等を送付して下さい。

20

第二段階(令和元年11月審査分)エラー移行対象コード一覧(案)

令和元年11月審査分よりエラーへ移行を予定している131コードの一覧は以下のとおり。エラーへの移行に向けて、令和元年5月審査より、エラー移行対象コード(★警告)としている。なお、制度面、運用面において考慮すべきケース等がないか、引き続き精査を行う。

○対象エラーコード一覧

No	エラーコード	エラーメッセージ	＜参考＞令和元年5月審査発生件数	
1	EE28	★受付:事業所台帳に利用日数特別情報が登録されていません	115	
2	EE43	★受付:事業所台帳に請求明細書の日中支援加算欄の「指定事業所番号」に該当する事業所が登録されていません	22	
3	EE46	★受付:請求額集計欄の「給付率」に市町村の定める地域生活支援単位数と異なる値が設定されています	1,348	
4	EE47	★受付:事業所台帳の事業者負担減免届出が「免除」の場合、「事業者減免額」は「上限月額調整」と一致する必要があります	1	
5	EE49	★受付:「単位数」が市町村の定める地域生活支援単位数を超えています	116	
6	EE50	★受付:請求明細書の請求額集計欄の「単位数単価」が10円ではありません	8	
7	EE84	★受付:入院時支援特別加算に該当する単位数が存在していません	0	
8	EE85	★受付:家庭連携加算に該当する単位数が存在していません	0	
9	EE86	★受付:訪問支援特別加算に該当する単位数が存在していません	0	
10	EE87	★受付:帰宅時支援加算に該当する単位数が存在していません	0	
11	EE88	★受付:入院・外泊加算に該当する単位数が存在していません	0	
12	EE93	★受付:欠席時対応加算に該当する単位数が存在していません	0	
13	EF19	★受付:事業所台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報が登録されていません	0	
14	EF22	★受付:障害児施設台帳に「指定有効開始年月日」及び「指定有効終了年月日」の情報が登録されていません	0	
15	EF42	★受付:継続障害児支援利用援助費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません	277	
16	EF48	★受付:初回加算と退院・退所加算は同月に算定できません	1	
17	EF49	★受付:初回加算と医療・保育・教育機関等連携加算は同月に算定できません	34	
18	EF50	★受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません	52	
19	EF51	★受付:入院時情報連携加算Ⅰと入院時情報連携加算Ⅱは同月に算定できません	0	
20	EF52	★受付:特定事業所加算Ⅰ、特定事業所加算Ⅱ、特定事業所加算Ⅲ、特定事業所加算Ⅳは同月に算定できません	0	
21	EF53	★受付:サービス利用支援費が算定されていないため、初回加算は算定できません	16	
22	EF54	★受付:障害児支援利用援助費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません	1	

No	エラーコード	エラーメッセージ	＜参考＞令和元年5月審査	
			発生件数	
23	EF55	★受付：サービス利用支援費が算定されていないため、退院・退所加算は算定できません	39	
24	EF57	★受付：サービス利用支援費が算定されていないため、医療・保育・教育機関等連携加算は算定できません	74	
25	EF58	★受付：継続サービス利用支援費が算定されていないため、サービス担当者会議実施加算は算定できません	934	
26	EF60	★受付：障害児支援利用援助費が算定されていないため、初回加算は算定できません	16	
27	EG14	★資格：請求明細書の「特定入所障害児食費等給付費・算定日額」が障害児支援受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています	12	
28	EG29	★資格：上限額管理対象外受給者の請求明細書において上限額管理事業所の「管理結果」に値が設定されています	2,741	
29	EG30	★資格：請求明細書の特定障害者特別給付費の「算定日額」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています	90	
30	EG32	★資格：実績記録票の補足給付関係情報の「補足給付額(円/日)」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(日額)」を超えています	12	
31	EG66	★資格：重度包括の単位数単価が存在しません	0	
32	EG67	★資格：実績記録票の補足給付関係情報の「補足給付額(日額)」が受給者台帳の補足給付情報の「補足給付額(円/日)」を超えています	122	
33	EG70	★資格：受給者台帳に特定障害者特別給付費対象者の支給決定が登録されていないため、特定障害者特別給付費は算定できません	575	
34	EG71	★資格：受給者台帳の特定障害者特別給付費対象者の支給決定が有効期間外のため、特定障害者特別給付費は算定できません	854	
35	EG87	★資格：請求明細書の「障害支援区分」が受給者台帳の「障害支援区分」と一致していません	1,304	
36	EL06	★受付：「契約終了年月日」が設定されている場合、「サービス提供年月」は契約有効期間内または30日以内の年月である必要があります	394	
37	EL88	★受付：実績記録票の「地域移行加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です	0	
38	EL89	★受付：実績記録票の「自立生活支援加算」を設定している「日付」が「退所日」の翌日以降です	0	
39	EL90	★受付：実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が設定されている場合、「移行日(年月日)」の設定が必要です	0	
40	EL91	★受付：実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」より前の日付となっています	0	
41	EL93	★受付：実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日(年月日)」が「移行日(年月日)」から30日を超えています	0	
42	EL94	★受付：実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行日(年月日)」に「サービス提供年月」の翌月以降の年月が設定されています	0	
43	EN02	★資格：受給者台帳の上限額管理情報の「上限額管理有無」が「無し」の場合、請求明細書の上限額管理事業所の「管理結果額」は設定できません	1,716	
44	EQ21	★受付：送迎加算(一定の条件)の「回数」の合計が送迎加算(障害児(重症心身障害児を除く)の場合)の「回数」の合計を超えています	1	
45	EQ22	★受付：保育職員加配加算(一定の条件を満たす場合)の「回数」の合計が保育職員加配加算の「回数」の合計を超えています	0	
46	EQ23	★受付：心理担当職員配置加算(公認心理師の場合)の「回数」の合計が心理担当職員配置加算の「回数」の合計を超えています	0	
47	EQ24	★受付：特定事業所加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	39	
48	EQ43	★受付：体験利用支援加算(地域生活支援拠点等の場合)の「回数」の合計が体験利用支援加算の「回数」の合計を超えています	0	

No	エラーコード	エラーメッセージ	＜参考＞令和元年5月審査	
			発生件数	
49	EQ44	★受付：体験利用加算（地域生活支援拠点等の場合）の「回数」の合計が体験利用加算の「回数」の合計を超えています	0	
50	EQ45	★受付：体験宿泊加算（地域生活支援拠点等の場合）の「回数」の合計が体験宿泊加算の「回数」の合計を超えています	0	
51	EQ47	★受付：行動障害支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	201	
52	EQ48	★受付：要医療児者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	44	
53	EQ49	★受付：精神障害者支援体制加算の「回数」の合計が、当該加算を算定できる基本報酬の「回数」の合計を超えています	49	
54	PA40	★資格：受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です	239	
55	PA56	★資格：受給者台帳の「旧法障害程度区分」の登録内容に該当する請求ではありません	135	
56	PB07	★受付：事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません	3,161	
57	PB08	★受付：事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません	42	
58	PB44	★資格：受給者が65歳以上ではない、または受給者台帳の「障害支援区分」が「区分4」以上ではありません	10	
59	PB45	★受付：受託居宅介護サービス費を請求する場合、外部サービス利用型共同生活援助サービス費の請求が必要です	0	
60	PJ25	★資格：受給者台帳の上限額管理情報の登録内容に該当する利用者負担上限額管理加算の請求ではない、または請求明細書の「管理結果」が不正です	1,592	
61	PJ50	★受付：障害児施設台帳の重度知的障害児収容棟設置、または肢体不自由児施設重度病棟設置が「無し」のため、重度障害児支援加算は算定できません	64	
62	PJ56	★受付：障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません	2,222	
63	PJ57	★受付：障害児施設台帳の「福祉・介護職員処遇改善特別加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できません	52	
64	PP67	★支給量：実績記録票の「退居日」の翌日以降に受託居宅介護サービス費は算定できません	0	
65	PP72	★支給量：算定されたサービスコードの請求明細書の「回数」の合計が決定支給期間中の算定可能回数を超えています	0	
66	PP84	★支給量：請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票（様式18-1）が届いていません	51	
67	PP86	★支給量：請求明細書のサービス種類に該当する共同生活援助サービス提供実績記録票（様式18-2）が届いていません	1	
68	PP88	★支給量：請求明細書のサービス種類に該当する実績記録票が届いていません	1,217	
69	PQ38	★支給量：請求明細書の緊急時対応加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急時対応加算（回）」を超えています	27	
70	PQ39	★支給量：請求明細書の初回加算の「回数」の合計が実績記録票の「初回加算（回）」を超えています	244	
71	PQ40	★支給量：請求明細書の福祉専門職員等連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「福祉専門職員等連携加算（回）」を超えています	1	
72	PQ41	★支給量：請求明細書の行動障害支援指導連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援指導連携加算（回）」を超えています	0	
73	PQ42	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅰ（短期入所）の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています	0	
74	PQ43	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅱ（短期入所）の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています	0	

No	エラーコード	エラーメッセージ	＜参考＞ 令和元年5月審査	
			発生回数	発生件数
75	PQ44	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅳ（短期入所）の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています	0	0
76	PQ45	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅴ（短期入所）の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅴの算定回数を超えています	0	0
77	PQ46	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅵ（短期入所）の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅵの算定回数を超えています	0	0
78	PQ47	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅰ（共同生活援助）の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています	0	0
79	PQ48	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅱ（共同生活援助）の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています	0	0
80	PQ49	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅲ（共同生活援助）の「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅲの算定回数を超えています	0	0
81	PQ50	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅰの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅰの算定回数を超えています	9	9
82	PQ51	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅱの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅱの算定回数を超えています	59	59
83	PQ52	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅳの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅳの算定回数を超えています	3	3
84	PQ53	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅴの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅴの算定回数を超えています	1	1
85	PQ54	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅵの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅵの算定回数を超えています	1	1
86	PQ55	★支給量：請求明細書の医療連携体制加算Ⅶの「回数」の合計が実績記録票の医療連携体制加算Ⅶの算定回数を超えています	0	0
87	PQ56	★支給量：請求明細書の「サービス提供年月」が実績記録票の「保育・教育等移行支援加算・移行後算定日（年月日）」の年月と一致していません	12	12
88	PQ57	★支給量：請求明細書の事業所内相談支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「事業所内相談支援加算（回）」を超えています	118	118
89	PQ58	★支給量：請求明細書の低所得者利用加算の「回数」の合計が実績記録票の「低所得者利用加算（回）」を超えています	0	0
90	PQ60	★支給量：請求明細書の緊急短期入所受入加算の「回数」の合計が実績記録票の「緊急短期入所受入加算（回）」を超えています	4	4
91	PQ62	★支給量：請求明細書の単独型加算（長時間）の「回数」の合計が実績記録票の「単独型加算（一定の条件）（回）」を超えています	2	2
92	PQ63	★支給量：請求明細書の重度障害者支援加算（一定の条件）の「回数」の合計が実績記録票の「重度障害者支援加算（回）」を超えています	363	363
93	PQ64	★支給量：請求明細書の定員超過特例加算の「回数」の合計が実績記録票の「定員超過特例加算（回）」を超えています	0	0
94	PQ67	★支給量：請求明細書の体験宿泊支援加算の「回数」の合計が実績記録票の「体験宿泊支援加算（回）」を超えています	1	1
95	PQ68	★支給量：請求明細書の通勤訓練加算の「回数」の合計が実績記録票の「通勤訓練加算（回）」を超えています	0	0
96	PQ70	★支給量：就労定着支援サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数（日）」は「1」以上であることが必要です	0	0
97	PQ72	★支給量：特別地域加算を算定する場合、実績記録票の「特別地域加算（回）」は「1」以上であることが必要です	0	0
98	PQ73	★支給量：自立生活援助サービスの基本報酬を算定する場合、実績記録票の「合計 算定日数（日）」は「2」以上であることが必要です	9	9
99	PQ74	★支給量：同行支援加算を算定する場合、実績記録票の「同行支援（回）」は「1」以上であることが必要です	1	1
100	PQ77	★支給量：請求明細書の行動障害支援連携加算の「回数」の合計が実績記録票の「行動障害支援連携加算（回）」を超えています	0	0

No	エラーコード	エラーメッセージ	＜参考＞令和元年5月審査 発生件数	
101	PQ78	★支給量・請求明細書の送迎加算の「回数」の合計が実績記録票の提供実績の合計の「実績 送迎加算(回)」を超えています	0	0
102	PS81	★受付:実績記録票の重度包括の「加算後単位数」が「基本単位数」に「加算」の割合を乗じた単位数と一致していません	0	0
103	PS82	★受付:実績記録票の重度包括の「単位数」が「加算後単位数」と「派遣人数」から算出した値と一致していません	0	0
104	PS84	★受付:重度包括の実績記録票の「サービス内容」に同一日付で「短期入所」、または「共同生活援助」の明細が2件以上存在しています	0	0
105	PT32	★受付:実績記録票の重度包括の「基本単位数」が「通用単価」から算出した単位数と一致していません	0	0
106	PT87	★受付:実績記録票の「サービス内容」が共同生活介護、共同生活援助及び短期入所以外の場合、「開始時間」の設定が必要です	0	0
107	PT88	★受付:実績記録票の「サービス内容」が共同生活介護、共同生活援助及び短期入所以外の場合、「終了時間」の設定が必要です	0	0
108	PU12	★受付:提供実績の合計の「施設外支援 累計(日/180日)」が「180日」を超えています	2	2
109	PU14	★受付:実績記録票の「サービス内容」と「重度包括・加算」の関係が不正です	0	0
110	PU51	★受付:実績記録票の「サービス内容」に、同一サービス提供時間で重複できないサービスが設定されています	2,443	2,443
111	PU61	★受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」の最終行に設定されています	319	319
112	PU62	★受付:同じ「提供通番」で「開始時間」が同じ明細が存在しています	296	296
113	PU63	★受付:「算定時間数」が同じ「提供通番」及び「日付」の最終行に設定されています	55	55
114	PU64	★受付:同じ「提供通番」及び「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています	117	117
115	PU80	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「初回加算(回)」が算定可能回数を超えています	6	6
116	PU96	★受付:同じ「日付」で最初の1時間の「算定時間数」が1時間と一致していません	77	77
117	PU97	★受付:同じ「日付」で「開始時間」が同じ明細が存在しています	0	0
118	PW01	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「緊急時対応加算(回)」が算定可能回数を超えています	3	3
119	PW02	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「福祉専門職員等連携加算(回)」が算定可能回数を超えています	0	0
120	PW04	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援連携加算(回)」が算定可能回数を超えています	0	0
121	PW05	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「行動障害支援指導連携加算(回)」が算定可能回数を超えています	0	0
122	PW06	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「低所得者利用加算」は設定できません	0	0
123	PW07	★受付:体験利用支援加算Ⅰが算定可能回数を超えています	0	0
124	PW08	★受付:体験利用支援加算Ⅱが算定可能回数を超えています	0	0
125	PW09	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 往」は設定できません	0	0
126	PW10	★受付:実績記録票の「サービス内容」に「短期入所」以外が設定されている場合、「送迎加算 復」は設定できません	0	0

No	エラーコード	エラーメッセージ	＜参考＞ 令和元年5月審査	
			発生件数	
127	PW18	★受付:実績記録票の「利用人数」に値が設定されていません	3,427	0
128	PW23	★受付:実績記録票の提供実績の合計の「自立生活支援加算(回)」が算定可能回数を超えています		0
129	PW26	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「地域移行加算(回)」が算定可能回数を超えています		4
130	PW27	★受付:実績記録票の緊急時対応加算が設定されている場合、「サービス内容」は身体介護または通院介助(身体介護併用)である必要があります		4
131	PW37	★受付:実績記録票の提供実績の合計2の「事業所内相談支援加算(回)」が算定可能回数を超えています		0

厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課
平成31年28日付事務連絡「平成31年5月審査(4月サービス提供分)における障害者自立支援給付審査支払等システム対応等について」
別添2「警告」から「エラー(返戻)」へ移行するエラーコード一覧(平成31年11月審査対応)」より